

政府固定資本形成の機能別分類案

(財政小委員会資料 No. 2.)

機能別	組織別	中 央				地 方				総計
		一 般 政 府		政府企業	計	一 般 政 府		政府企業	計	
		一般会計	非企業特別会計			普通会計	非企業会計			
1. 農林水産業			特定土地改良工事 農林水産省 中の治山勘定	愛知用水公園 農地開発機械公社 団、国有林野専 業中の林野勘定 森林開発公園		耕地事業費、農 業費、畜産費、強 業費、造林費、 開拓事業費、そ 林道費、その他 の林業費、漢港 の林業費、その 産業費、その他				
2. 鉱業				原子燃料公社						
3. 製造業				造幣局 s/a 印刷局 s/a アルコール専売 s/a 専売公社		商工業費				
4. 公益事業										
(1) 電力				電発						電気事業
(2) ガス										ガス事業
(3) 原子力				原研						
(4) 工業用水道										工業用水道事業

組織別 機能別	中 央				地 方				総計
	一 般 政 府		政府企業	計	一 般 政 府		政府企業	計	
	一般会計	非企業特別会計			普通会計	非企業会計			
5 交 通									
(1) 鉄道軌道	/	/	国鉄、帝都高速 度交通営団		/		交通事業、軌道 事業(法非適) 鉄道事業(法非適)		
(2) 道路橋梁		道路整備	道路公団、首都 高速道路公団、 阪神高速道路公団		道路橋梁費、街 路費、失業対策 費、区画整理費	/			
(3) 航空施設		/	/		/	/	/		
(4) 港湾施設 <small>(港)</small>		港湾整備	/		港湾費	/	港湾施設(準公営)		
(5) その他			特定船舶整備公団		/	/	自動車事業(法非適)		
6 通 信									
(1) 電信電話		/	電々公社		/	/	/		
(2) その他		/	郵政 S/a		/	/	/		
7 国 土 保 全									
(1) 河川事業			水資源開発公団		河川費、水防費	/	/		
(2) 海岸事業			/		砂防費、海岸費	/	/		
(3) 治山事業		治水	/		治山費	/	/		
(4) その他			/		その他	/	/		

機能別	組織別	中 央			地 方			総計		
		一 般 政 府		政 府 企 業	計	一 般 政 府			政 府 企 業	計
		一般会計	非企業特別会計			普通会計	非企業会計			
8	災害復旧、災害関連事業 (1) 災害復旧事業 (2) 災害関連事業			／	／	災害土木費	／	／		
9	環境衛生 (1) 上下水道 (2) その他			／	／	都市下水道費  保健衛生費中の 環境衛生費、清 掃事業費、その 他	下水道事業	水道事業 簡易水道(準公営)		
10	住 宅 (職用住宅等) 等		／	住宅公団	／	住宅費	／	／		
11	社会福祉施設		厚生保険、船員 保険、労災保険 失業保険、 国立病院各 5%	／	／	保険衛生費(除く 環境衛生費、清掃業務) 生活保護費、児 童福祉費、その 他民生費、失業 対策費、災害救 助費、労働費、 国民年金費	病院事業 国民健康保険事 業	／		
12	教育施設		／	／	／	教育費	／	／		

機能別 組織別	中 央				地 方				総計
	一 般 政 府		政 府 企 業	計	一 般 政 府		政 府 企 業	計	
	一 般 会 計	非 企 業 特 別 会 計			普 通 会 計	非 企 業 会 計			
13. 一般行政施設					議 会 費 警 察 費 財 産 費	庁 費 消 防 費	/	/	
14. その他		国民年金, 食糧 S/A	各公庫, 開銀, 輸銀		諸支出金	/	と畜場(準公営) 観光施設(準公営) 市場(準公営) 宅地造成(準公営) その他(準公営) 収益事業		

(計 作業部門 27)

(注) 問題点 ① 失業対策事業費の配分について

② 公共事業における用地費(建設省業務資料による)の控除配分について。

斜線を施した部門は空欄か僅少計数が入るとおもわれるものである。

国民所得勘定における財政部門問題点の審議概要一覧表

(財政分科会資料 No.5-1)

38. 8. 20

検討事項	検討の細目	問題点	一応の結論とその論拠	結論を得ないもの とその理由および処	参考意見	備考
政府部門の範囲の決定	小分類の呼称	従来、中央財政については一般会計、非企業特別会計および企業会計の3部門に、地方財政については普通会計、事業会計および収益会計の3部門に分類していたが地方の収益会計なる名称がその内容と照らし合わせて不適当	中央財政 一般会計 非企業会計 企業会計 地方財政 普通会計 非企業会計 企業会計 (注) 地方財政における従来 の事業会計を 企業会計に、 収益会計を非 企業会計と改 める。			

検討事項	検討の細目	問題点	一応の結論とその論拠	結論を得ないものとの 理由および処置	参考意見	備考
	小分類の内容	であるし、中央、地方の呼称の統一をはかる上から改称の必要が認められる。 中央財政については従来通りで支障ないが、地方財政において、従来、地方財政法あるいは決算統計上の区分との関連で不明確又は脱漏していた	地方財政 普通会計～ 従来通り、 非企業会計～ 病院事業、下 水道事業(以 下2事業は決 算統計上、公 営企業会計又 は準公営企業 とされている)			

検討事項	検討の細目	問題点	一定の結論とその論拠	結論を得ない場合の理由および処置	参考意見	備考
		ものを、中央財政の分類に準じて改正する必要が認められる。	公益質屋事業、 農業共済事業 (以下2事業は新規に加わる) 国民健康保険事業、 企業会計～公営企業(水道、交通、電気、ガス、その他)の公営企業法適用、適用外の双方、準公営企業のうちの観光施設、造林両事業(以上2事業は新規に加わる) 簡易水道、港湾整備、宅地造成各事業、 収益事業(競馬、競輪、モ			

検討事項	検討の細目	問題点	一定の結論とその論拠	結論を得ない場合の理由および処置	参考意見	備考
	中興政 政企業 会計の 会計の 算計の 算計の 算計の	従来、企業会計の内容としては、特別会計のうち企業とみなされるものと政府関係機関更その他の政府企業として、公園その他特別法に基いて設立された特殊法人の若干のものが含まれているが、その区分基準が不明確	ーターポート 競走、当証券 附証券の発売) (従来は非企業とみなしていた) その他の政府企業として政府部門に包含させる一般基準として、政府のもの、すなわち公営的色彩の濃厚なものであることとする。具体的には政府が全額出資していること、政府の監督下に置かれてい		範囲決定の具体的基準 Ⅰ 政府が全額出資していること Ⅱ 民間に対し、利益金、剰余金の分配ができない。 Ⅲ 解散時に剰余	

検討事項	検討の項目	問題点	一応の結論とその論拠	結論を得ないもの、その理由および処置	参考意見	備考
		である。たとえば帝都 高速度交通 管団や電源 開発株式会 社等を含め る一方、日 本放送協会、 東北開発株 式会社等を 除外する理 由が明瞭で ない。	業であること、但し以 上二つの基準に該当し なくとも、業務内容が 国家目的から特に政府 企業とみなすのが適当 と思われるものは含め る。また制度的な分類 の意味することとする。 なお基準のiiの政府 の程度の監督とは、役 員を主務大臣が任命す ること、ii予算、計画 書、業務報告書および 財務諸表について主務 大臣の承認を受ける旨 規定されていること、 iii法律により毎年、会 計検査院の検査が実施 されるものであること とする。 ○現行分類の変更(除 外)帝都高速度交通管 団、電源開発株式会		財産の全 部又は一 部が民間 に帰属し ない(以 上は非課 税対象法 人を決定 する税法 上の基準 を準用し たもので ある。) 現行分類 の変更 案の1. 変 更なし。 案の2.(除 外) 帝都高速 度交通管 団。	

検討事項	検討の項目	問題点	一応の結論とその論拠	結論を得ないもの、その理由および処置	参考意見	備考
			社。 理由として、前者は 予算、計画書、業務 報告書および財務諸 表が、政府関係者を 含む幅広い経験と学識 経験者から成る管理 委員会の議決を要す ること>されている。 後者は、業務報告書、 財務諸表が通産大臣 への報告事項となっ ている。  サブ、セクターの内容 通りとする。			民法3条 に規定する 公益法人 で特定の地 域開発を目 的とする公 社等は同 様の業務を 民間で行な

検査項目	検査の細目	問題点	一応の結論とその論拠	結論を得ないもの、その理由および処置	参考意見	備考
						ついている 多く見受け られるので 昭和39年度 自治法の 改正による 独立した地方 自治事業団 とみなすこと とする。
政府の 企業別 分類	中央財政の特 別会計を非企業 特別会計と企業 会計に分類して いるが、分類如 何によつて財貨 サービスの購入 額が変化し、又、 財政収支バラン スの規模にも影 響する。更に官	概念的には economicなもの を企業とする。 具体的基準として は i 独立採算性を規 定されているもの の ii 財務諸表が作成 されているもの とする。				

(100)

検査項目	検査の細目	問題点	一応の結論とその論拠	結論を得ないもの、その理由および処置	参考意見	備考
		業剰余を変更し て国民所得額に も関係する。従 来明確なる基準 がなかつた。				
具体的 分類	しばしば問題 となるのはあへ ん特別会計、国 立病院特別会計 を非企業に、貴 金屬特別会計、 食糧管理特別会 計を企業に分類 している根拠で ある。更に各保 険特別会計(簡 易生命保険およ び郵便年金特別 会計を除く)と 各融資特別会計 (資金運用部特 別会計を除く) を非企業とみな	貴金屬特別会計 と食糧管理特別会 計は economic なも のとして現行通り 企業とし、あへん 特別会計は social なもののみならず、 これらも現行通り非 企業とする。 ○ 保険特別会計 については、原 則として強制加 入制のもの又は 強制加入分が大 部分を占めるも のは非企業とし、 原則として任意 加入制のものは	国立病院 特別会計は、 S. N. A で述 べられる public hospital の概念の解 釈の仕方と わが国では、 公立病院の うち普通病 院を地方財 政法で企業 とみなして いる点に鑑 み、就れ とも決定し 難い。		政府が特 別会計制度 を採って行 うべき特別会 計と融資特 別会計は、す べて独立採 算性を確保 とはするが それぞれ 立法趣旨が らして、強制 任意の区別 にとらわれ ず、政府が 直接業務を 行うことと されている点	



検討事項	検討の項目	問題点	一応の結論とその論拠	結論を得ない理由とその理由および処置	参考意見	備考
		すことの是非である。	<p>企業とする。この基準によって、森林火災保険、中小漁業融資保証保険および輸出保険各特別会計が企業に分類変更される。</p> <p>○ 融資特別会計については、資金が国家から調達されるものを非企業とし、民間から調達されるものを企業とする。この基準によると現行分類の変更はない。</p>	<p>従って一応現行通り分類しておいて、国連事務当局に照会の上最終決定することとする。</p>	<p>を重視して、すべてを非企業とすべしという説がある。或は民間企業を近似する簡易生命保険および郵便年金特別会計のみを企業とし他は非企業が適当であるとする説もある。又、別に上述の趣旨からして、敢えて変更するまでもなく、現行通りでよいとする説もある。</p>	

検討事項	検討の項目	問題点	一応の結論とその論拠	結論を得ない理由とその理由および処置	参考意見	備考
租税の分類	国民所得勘定で計上すべき税目	<p>現行、国民所得勘定では、所得の経済主体間の循環過程を明らかにする必要がある。</p> <p>国民所得勘定主体はたとえキャピタルゲインであつても、これらを含めてすべての租税収入を計上して、これにたいして、課税客体がキャピタルゲイン的なものは国民所得勘定上の所得とはならないのでこれらに対して課せられる租税は除外すべきであるとの意見が主とし</p>	<p>○ 従来通り、すべての税目を計上する。</p> <p>いかなる租税もすべて政府活動の源泉となり所得の再分配効果を伴つて、所得の循環に直接間接加わつていゝ。従つて課税客体の性格如何を問わなくてもよい。さらに、財政収支バランスとしては、課税客体の性格によつて税收の一部を収入面より除外することは不合理である。</p>			

検討事項	検討の細目	問題点	一応の結論とその論拠	結論を得ないもの、その理由および処置	参考意見	備考
		て産業連関表の作成面から提起された。 なお現在産業連関表作成過程においては流通税中の日本銀行券発行税、有価証券取引税、不動産取引税などの取扱を保留している状態である。				
国民所得勘定	大蔵省関係の直接税、間接税の分類と異なる点（国税の再評価税、間接税の直接税に分類しているが、国民所得勘定では間接税としており、	各税目の年間の転嫁と帰結を調査してその実態によるのが理想であるが、原則としては、最終的に個人に帰属する所得の処分に依りて課されて要				

検討事項	検討の細目	問題点	一応の結論とその論拠	結論を得ないもの、その理由および処置	参考意見	備考
		地方税の事業税、固定資産税、自動車税、軽自動車税、鉱区税、鉱産税、都市計画税、市町村法定外普通税を大蔵省では直接税に分類しているが、国民所得勘定では間接税としており、	素費用に包含さるべき租税であり、間接税とは主として生産の場で生産に際して課されるもので、要素費用で評価される国民所得額の上に加えられる市場価格で評価された国民所得では間接税と生産を形成する租税である。			
		あるので、国民所得勘定上の直接税、間接税の概念を確立し、大蔵省分類との相違の理由を明かにしておく必要がある。	なお、各税目の具体的な判定基準としては税法上所得算定に際し、経費算入を認められる租税を間接税とし、認められない租税を直接税とする。			

検討事項	検討の細目	問題点	一応の結論とその論拠	結論を得ないもの、その理由および処置	参考意見	備考
	問題とされる税目の具体的な分類	(現行分類) (国税) 再評価税、 日本銀行券発行税、有価証券 税～間接税、相 続税～直接税 (地方税) 事業税、 固定資産税、自 動車税、区税、 鉱産税、都市計 画税、市町村法 定の普通税、不 動産取得税～間 接税	(国税) 再評価税～直接 税に変更する。 当期の所得と直 接的な関連は持た ないが、資本剰余 金から取崩される もので実質的には 長期間の所得から の支払であり、税 法上転嫁を予想し ておらず、経基算 入を認めていない。 なお、個人、法 人別の区分は国税 庁資料より可能で ある。 相続税～現行通 り直接とする。課 税客体は、累積さ れた所得が転化し た財産であるから 直接税とみなすの			
					相続税は 財産にた いして課 せられる のである から、財	

検討事項	検討の細目	問題点	一応の結論とその論拠	結論を得ないもの、その理由および処置	参考意見	備考
			が妥当である。		産の価格 は当該額 だけ小さ くなり減 価償却費 的な性格 があるので、直接 税とする のは疑問 である。  多数意見 として 固定資産税 ～営業用固 定資産にた いする課税 分は従来通 り、間接税 とし、個人 の消費生活 用固定資産 にたいする	税統計 では管 業用個 人消費 用の区 分が不 明な ため、 便宜分 割せざ るを得 ない。